

15. ふるさと名物応援事業補助金

(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)

事業化・市場化支援事業、機械化・IT化事業

目的・概要

中小企業者・小規模事業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に要する経費の一部を国が補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

●補助対象者

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者

●対象事業

認定された農商工等連携事業計画に従って行われる新商品、新サービスの試作開発及び販路開拓等の事業

●補助上限額

500万円（ただし、機械化・IT化案件の場合は1,000万円 ※1回限り）

●補助率

2/3以内（1, 2回目）、1/2以内（3～5回目）

<農商工等連携事業計画・支援事業計画の認定の流れ>

国（経済産業局または農政局）

【基本方針】

主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣等）が
農商工等連携事業計画・支援事業計画の認定基準等を策定。

計画申請

計画認定

中小企業者等

【農商工等連携事業計画】

基本方針を踏まえ、中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

農商工等連携事業計画の主な要件

- ① 中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること
- ② それぞれの経営資源を有効に活用すること
- ③ 新商品もしくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること
- ④ 中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること

計画申請

計画認定

一般社団・財団法人、NPO法人

【農商工等連携支援事業計画】

基本方針を踏まえ、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人が、農商工等連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成。中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

農商工等連携支援事業計画の主な要件

計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現させること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うことにより、中小企業者及び農林漁業者が掲げた目標以上の成果を実現させること

○問い合わせ・申請先 近畿経済産業局 産業部 産業振興室 農商工担当

電話 06-6966-6054

FAX 06-6966-6078

15. ふるさと名物応援事業補助金

(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)

連携体構築支援事業

目的・概要

中小企業者・小規模事業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者・小規模事業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に関する指導、助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

●補助対象者

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第6条第1項に基づく農商工等連携支援事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人及び、特定非営利活動法人

●対象事業

認定された農商工等連携支援事業計画に従って行われる中小企業者と農林漁業者の交流機会の提供、連携事業に対する指導・助言等の支援事業

●補助上限額

500万円

●補助率

2/3以内（1, 2回目）、1/2以内（3～5回目）

<農商工等連携事業計画・支援事業計画の認定の流れ>

国（経済産業局または農政局）

【基本方針】

主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣等）が
農商工等連携事業計画・支援事業計画の認定基準等を策定。

計画申請

計画認定

計画申請

計画認定

中小企業者等

【農商工等連携事業計画】

基本方針を踏まえ、中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

農商工等連携事業計画の主な要件

- ① 中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること
- ② それぞれの経営資源を有効に活用すること
- ③ 新商品もしくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること
- ④ 中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること

一般社団・財団法人、NPO法人

【農商工等連携支援事業計画】

基本方針を踏まえ、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人が、農商工等連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成。中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

農商工等連携支援事業計画の主な要件

計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現させること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うことにより、中小企業者及び農林漁業者が掲げた目標以上の成果を実現させること

○問い合わせ・申請先 近畿経済産業局 産業部 産業振興室 農商工担当
電話 06-6966-6054 FAX 06-6966-6078